

○かぜ薬の製造輸入承認事務の取り扱いについて

(昭和四五年一〇月二〇日)

(薬製第九四〇号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局企業・製薬課長通知)

かぜ薬の製造(輸入)承認事務の地方委任については、昭和四五年一〇月二〇日薬発第九五三号「薬事法施行令の一部改正等について」により薬務局長から貴知事あて通知されたところであるが、今般、これに関する事務処理について、別添のとおり「かぜ薬の承認事務取扱要領」をとりまとめたので、これにより適正な運用を図られたくよろしく願います。

別添略